

# 「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック

(平成30年4月内閣府防災担当) (抜粋)

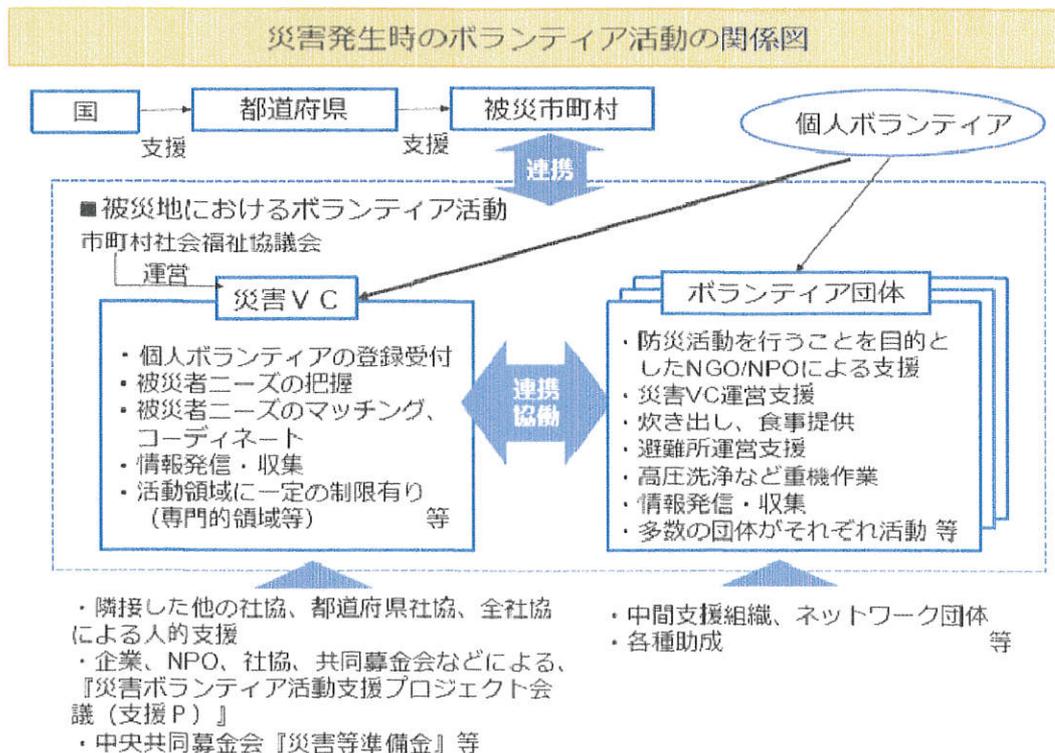
## 1 はじめに

本ガイドブックでは、官民の様々な支援組織が「共に被災者を支援すること」を「連携・協働」と表現しています。被災者支援という同じ目的を持ちつつも、災害対応に当たる組織・団体・個人は必ずしも行政職員・組織と同じ行動原理を有してはいません。

平時のコミュニケーションを通じて「信頼」を醸成することで、災害時に「連携・協働」した細やかな被災者支援が行える可能性が高まります。

## 2 「災害ボランティア」とは

災害ボランティアは被災地内外から、被災者のために何かしたいという気持ちのもと駆けつけます。支援活動の内容は様々ですが、「一般ボランティア(個人・団体)」「専門ボランティア」「NPO・ボランティア団体」に分けて記載しています。いずれも営利を目的としない自発的な活動です。災害対策基本法に規定されている「ボランティア」は、個人・法人を問わず被災者の援護等のために自発的に防災活動に参加する者全般をいい、実際の被災地支援活動ではそれぞれ下図のような活動を行っています。



\* 中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間 にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言います。

### 3 防災ボランティアに関する法的枠組

#### (1) 「災害対策基本法」でのボランティアの位置づけ

##### ○第5条の3 [平成25年の改正により追加]

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

#### (2) 国の「防災基本計画（平成29年4月）」におけるボランティアの位置づけ

##### 第1章 災害予防

###### ①防災ボランティア活動の環境整備

○市町村（都道府県）は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズの情報提供方策等について整備を推進するものとする。

###### ②地方における防災訓練の実施

地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

##### 第2章 災害応急対策

###### ①国の非常災害対策本部の設置と活動体制

ボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

###### ②第11節 自発的支援の受入れ（ボランティアの受入れ）

○国〔内閣府〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともにボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するように努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるように支援するものとする。

○また、地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者ニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

#### 4 近年の災害時におけるボランティアの活動例

##### 【平成 28 年熊本地震における NPO 等の主な活動分野】

- ・ 避難所（運営、食事物資、ペット、生活環境、要配慮者、調査など）
- ・ 指定外避難所（物資支援、生活環境改善など）
- ・ 在宅・車中泊（状況調査、物資、炊き出し、健康予防、啓発など）
- ・ 生活再建支援（片付け・清掃、重機支援、ブルーシートなど）
- ・ 仮設（みなし）住宅（見守り、コミュニティ、住環境、家電など）
- ・ 子ども支援
- ・ 地域づくり・まちづくり（農業、地域活性化、住民合意形成など）
- ・ ボランティアセンター支援
- ・ その他（情報支援、制度・施策に関する普及など）

（出典：くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）、全国災害ボランティア団体ネットワーク（JVOAD））

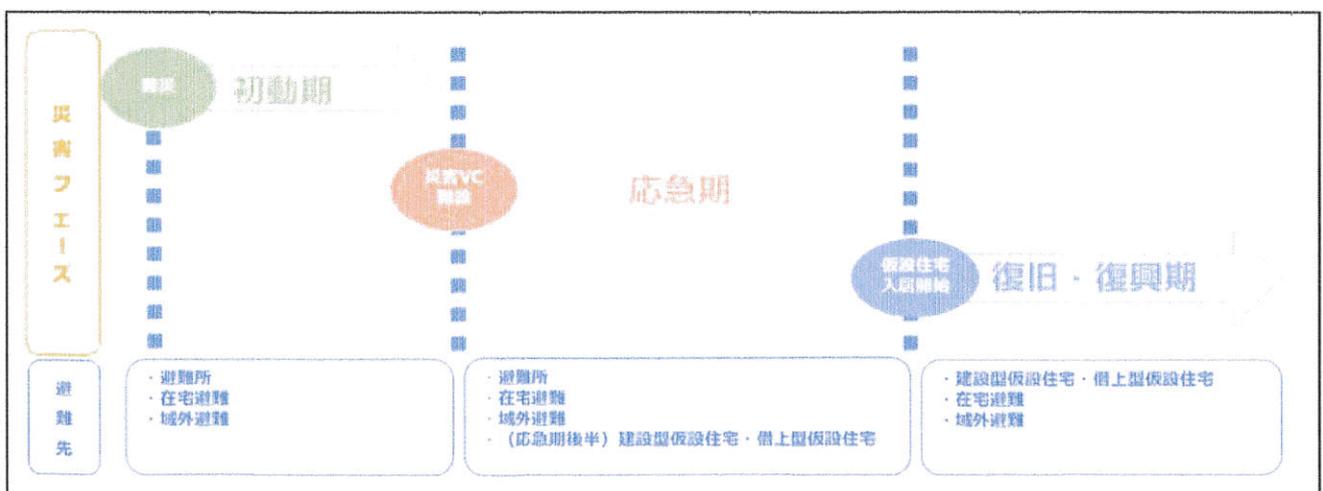
##### 【東日本大震災時の東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）の活動分野】

※被災者支援・復興支援のために全国の NPO・NGO 等の民間組織 700 団体（2011 年 12 月 6 日現在）が

参加したネットワーク

- |           |           |             |               |
|-----------|-----------|-------------|---------------|
| ・ 泥出し・片付け | ・ 法律・総合相談 | ・ 引っ越し支援    | ・ 清掃・美化活動     |
| ・ 理美容     | ・ 雇用支援    | ・ 物資支援      | ・ 文化・芸術       |
| ・ 産業支援    | ・ 食事支援    | ・ ペット支援     | ・ VC 運営支援     |
| ・ 捜索・安否確認 | ・ 子ども支援   | ・ 仮設運営支援    | ・ 女性・母子(父子)支援 |
| ・ 傾聴活動    | ・ 避難所運営支援 | ・ ボランティア支援  | ・ 心のケア外国人支援   |
| ・ 医療・健康   | ・ 県外避難者支援 | ・ 中間支援・情報発信 | ・ 介護・福祉       |
| ・ 住宅支援    | ・ 助成・資金支援 | ・ その他の支援    |               |

#### 5 災害～復旧・復興までの 3 フェーズ



- ① 初動期：「災害」から「災害VC 開設」まで
- ② 応急期：「災害VC 開設」から「仮設住宅入居開始」まで
- ③ 復旧・復興期：「仮設住宅入居開始」以後

6 災害発生からの経過に合わせたボランティア活動の特徴と内容

	活動の特徴	想定される活動
初期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命救助や避難者の安全確保を最優先する</li> <li>・ 災害救助法による活動、行政・自主防災組織の活動が中心となる</li> <li>・ ボランティア活動は安全面に注意、無理をしない</li> <li>・ 情報不足や混乱が想定される</li> <li>・ 要援護者の安否確認、安全管理、避難所への誘導</li> <li>・ ボランティア活動本部の立ち上げとボランティアの受入開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の安否確認</li> <li>・ 被災者の避難誘導</li> <li>・ 物資の調達、運搬、仕分け</li> <li>・ 避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び等）</li> <li>・ 要援護者等への配食、買い物</li> <li>・ 屋内外の片付け</li> </ul>
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の心身の疲労やストレスを考慮し、避難所や地域での被災者の生活支援活動</li> <li>・ 避難所から仮設住宅や自宅への移動</li> <li>・ 地域外からのボランティア受入がピークになる</li> <li>・ 被災者の心理や生活ニーズに基づいたコーディネートが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資の調達、運搬、仕分け</li> <li>・ 避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び等）</li> <li>・ 屋内外の片付け、引っ越し手伝い</li> <li>・ 移送、入浴、買い物、付き添い等のサービス</li> </ul>
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設住宅や地域での支援活動を展開</li> <li>・ 緊急・一時的な活動から地域に根ざした継続的な活動へ</li> <li>・ 要援護者等の個別ニーズへの対応</li> <li>・ ボランティア活動の縮小と域内ボランティアによる活動の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活支援</li> <li>・ 話し相手、引っ越し手伝い</li> <li>・ 要援護者の買い物、通院付き添い</li> </ul>

## 7 事例

### ①【広島市による市災害ボランティア本部運営ワークショップ】

広島市では、平成26年の土砂災害を受けて改定された広島市災害ボランティア本部マニュアルに基づき、「広島市災害ボランティア活動連絡調整会議」を中心として、平成30年3月に広島市災害ボランティア本部の運営ワークショップが行われました。地域の取組を進める動きとして各地でも同様の取組が期待されます。



広島市災害ボランティア本部運営ワークショップの様子（平成30年3月）

### ②【静岡県図上訓練】

平常時から静岡県内外の災害ボランティアと関係者が信頼関係の構築と情報交換を行ない、災害時の迅速な救援・支援活動につながる体制づくりを図るため、南海トラフ地震等をモデルに、災害ボランティアの広域支援体制について県内外の人たちが共に考える機会として「静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練」が行われています。

※ 細部は、次を参照のこと。

[www.bousai.go.jp/kaigirep/kentakai/bousai\\_volunteer\\_kankyoseibi/dai3kai/pdf/04shiryo.pdf](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentakai/bousai_volunteer_kankyoseibi/dai3kai/pdf/04shiryo.pdf)

**広島県会  
隊友**

## 広島市災害ボランティア 本部運営訓練を研修

広島県隊友会へ会長・寺尾潔治氏は3月23日、広島市危機管理監督を務める広島中支部丹波浩之事務局長の発言により広島市南区で実施された平成29年度内閣府主催事業である「広島市災害ボランティア本部運営ワークショップ」に見学者として4名が参加した。会場は広島駅前新装オープンした高層ビル5階の広島市社会福祉協議会の施設で、あらかじめ部会的な立地条件ではあったが、訓練参加者は3年前に発生した土砂災害の記憶も新たに、調整・情報・支援の各班に編成され、真剣に付与状況に取組んでいた。次年度以降は、隊友会も隊友会広島市支部連合会として本訓練に参加することとなるが、在隊員の指揮所視察等による培った経験を活かし、この種訓練に白

(安佐支部長・石沢時 訓練研修に参加した会員)

「隊友紙5月号」



第13回静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練の様子